令和８年度　第３回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付き地域商品券発行事業（増額分）	①物価高騰に伴う住民の生活負担を軽減するため、プレミアム付き地域商品券の発行額を増額する。これにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける住民への直接的な支援を強化するとともに、町内での個人消費を喚起し、町内事業者への経済的支援を図るもの。 ②プレミアム付地域商品券発行事業に要する経費の一部を商工会へ補助金として交付 ③プレミアム分補助金5,000千円（発行額増額分5千万円×プレミアム率20%×1/2（町負担割合）） ④購入を希望する町民	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小中学校給食費無償化事業	①物価高騰に伴う家計の負担軽減を図るため、小学校については給食費負担軽減交付金を超える額、中学校については全額を減免し給食費の完全無償化を実施する。これによりエネルギー・食料品価格等の物価高騰による影響を受ける子育て世帯の経済的支援を行うもの。（教職員を除く、児童生徒のみ。また就学援助等を除く。）また同様に、病気や食物アレルギーで学校給食を喫食していない児童生徒についても負担軽減のため、相当額を給付する。 ②給食材料費（小学校：1食330円のうち国及び県からの基準額に基づく支援額を超える部分、中学校：390円/食） 　給付金（学校給食費相当額） ③小学校330円×542,757回（年間提供食数）（うち国からの支援金、就学援助等除く、7,012,280円に交付金充当）中学生 390円×293,259回(年間提供食数）（うち就学援助等除く、88,752,885円に交付金充当） 　給付金:小学生：330円×181回×10人、中学生 390円×177回×5人、事務費（郵送料等）5千円 ④小中学生の保護者等	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育所等給食支援費補助金給付事業（私立保育所等）	①町内の私立保育所等に対して補助金を交付することで、給食費の値上げを抑え物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担を軽減し、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を実施するもの。（職員を除く、園児のみ。） ②給食材料費に対する補助金 町補助額に対して県から1/2補助あり ③運営費等補助金 (主食・副食提供)1,900円×1,114人×12月＋(副食のみ提供)1,140円×71人×12月（うち県補助除く13,186千円に交付金充当） ④町内の私立認可保育所7か所、認定こども園1か所、地域型保育施設3か所	R8.4	R9.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策支援事業（医療機関）	①エネルギーや食料品等、物価高騰による光熱費、医療資材費等の負担増を価格に転嫁することが困難な医療機関に対し、支援金を交付し、その負担を軽減することで、医療提供体制の確保及び維持を図るもの。 ②医療機関への支援金 ③病院、一般診療所…30ヶ所、歯科診療所…21ヶ所 病床数に応じ合計18,200千円 200床以上2,600千円×1ヶ所、100床以上1,300千円×1ヶ所、100床未満650千円×4ヶ所、病床なし260千円×24ヶ所、歯科医院260千円×21ヶ所 ④基準日（令和8年10月1日）時点で、粕屋町内で開設している病院、一般診療所、歯科診療所	R8.10	R9.3